

令和元年 第9回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年6月3日（月）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所別館3階第3会議室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第9回 八千代市選挙管理委員会会議録

1	開会時刻	午後1時30分	
2	開催場所	八千代市役所別館3階第3会議室	
3	出席委員	委員長 周 郷 文 雄	委員 江 口 修
		委員 内 山 仁	委員 廣 川 実
4	出席書記	局長 江 波 戸 勝	次 長 岡 本 浩
		主 査 佐 藤 靖 則	
5	会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第4号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>第5号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>その他 公選法等の改正について</p>	
6	閉会時刻	午後2時20分	
7	公開又は 非公開	公開	
8	傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第9回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、内山委員を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和元年6月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされているところですが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、直後の休日以外の日に定めることができるとされております。 つきましては、令和元年第8回八千代市選挙管理委員会で可決いただいておりますとおり、本日、6月3日付けで登録を行うものです。 なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成13年4月9日から平成13年6月2日までに生まれた者、住所要件は平成30年12月29日から平成31年3月1日までに転入届出をし、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録された者であり、新規登録者数は、年齢到達者327人、転入者1,105人、合計1,432人となります。 これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和元年6月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が202人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が792人であり、合計の人数は994人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併

発言者	発 言 要 旨
	<p>協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求),第80条第1項(議員の解職の請求),第81条第1項(長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長,選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)及び第5条第15項(同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は,それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和元年6月3日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下,内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3,247人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項,第80条第1項,第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 54,109人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27,055人</p> <p>本議案は,今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき,各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり,告示をすることになります。</p> <p>なお,「選挙人名簿登録者数」162,325人をそれぞれ等分して少数点以下が生じた場合は,切り上げることとなっております。</p> <p>以上,ご審議の程,お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより,議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより,議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。 本案は,原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。 令和元年6月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18年以上の日本国民で、領事官の管轄する区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされており。 つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり3名の方を登録するものです。 これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選

発言者	発 言 要 旨
	<p>挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第1号及び第2号の規定により，在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。</p> <p>令和元年6月3日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第30条の11第1号の規定により，在外選挙人名簿に登録されている者が，死亡したことを知った時には，抹消しなければならないとされております。</p> <p>また，同条第2号の規定により，在外選挙人名簿に登録されている者が，国内の市町村において住民票が新たに作成された日後，4か月を経過するに至ったときは，抹消しなければならないとされております。</p> <p>つきましては，議案の2名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。</p> <p>なお，令和元年第8回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に，議案第4号で可決した3名を加え，この抹消する者2名を除いた登録者数は，男91名，女95名，計186名となります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより，議案第5号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって，本案は原案のとおり可決されました。 以上で，本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。</p>
書 記	<p>その他 ・公選法等の改正について</p>
周郷委員長	<p>これをもちまして，令和元年第9回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>